

事前審査型一般競争入札公告共通事項書

第1 本書で定める事項は、宇城広域連合（以下「広域連合」という。）が実施する事前審査型条件付一般競争入札について適用する。

第2 競争入札に参加する者に必要な資格（以下「競争参加資格」という。）

1 入札に参加する者は、競争参加資格確認申請書等（以下「申請書等」という。）の提出期限の日から落札決定の日までの間において、次に掲げる条件を全て満たさなければならない。なお、予定価格が1億5千万円以上の工事については、第17に掲げる事項に留意すること。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。

(2) 広域連合の競争入札参加資格者として登録をされている者であること。

(3) 入札公告に示す建設工事の種類について、入札公告に示す経営事項審査の審査基準日の期間に属する決算日等を審査基準日とする建設業法（昭和24年法律第100号。以下「法」という。）第27条の23の規定に基づく経営事項審査が終了し、結果の通知を受けていること。

(4) 宇城広域連合工事等請負・委託契約に係る指名停止等の措置要領（平成30年宇城広域連合訓令第5号。以下「指名停止措置要領」という。）に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。

(5) 手形交換所における取引停止処分、主要取引先からの取引停止等の事実があるなど、経営状態が著しく不健全でないこと。

(6) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定に基づく再生手続開始の申立てを行った者にあつては、当該手続開始決定後、入札参加者資格に係る随時の審査に基づく認定を受けている者であること。

(7) 入札公告に示した工事に係る設計業務等の受注者又は当該受注者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。なお、「当該受注者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者」とは、次のア又はイに該当する者である。

ア 当該受注者の発行済株式総数の100分の50を超える株式を有し、又はその出資の総額の100分の50を超える出資をしている建設業者

イ 建設業者の代表権を有する役員が当該受注者の代表権を有する役員を兼ねている場合における当該建設業者

(8) 入札公告に示す建設工事の種類について、入札公告に示す格付け等級の認定を受けているか、経営事項審査の総合評定値（審査基準日が入札公告に示す経営事項審査の審査基準日の期間に属するもので最新のもの）が入札公告に示す要件を満たしていること。

(9) 営業所の所在地が入札公告に示す要件を満たしていること。なお、「営業所」とは、法第3条第1項に定める営業所（入札公告に示す建設工事の種類に係る建設業の許可を有するものに限る。）をいう。「主たる営業所」とは、建設業許可申請書別表に示された「主たる営業所」をいい、建設業を営む営業所を統括し、指揮監督する権限を有する営業所で、通常は本社、本店を指す。

(10) 入札公告に示す施工実績を有すること。

(11) 入札公告に示す条件を全て満たす技術者を当該工事に専任で配置できること。

2 特定建設工事共同企業体（以下「共同企業体」という。）を対象とした工事である場合は、前項で定める条件を満たす者を構成員とし、かつ、共同企業体の結成に当たり次に掲げる条件を全て満たすことを要する。

（1）当該工事に関し、2以上の共同企業体の構成員でないこと。

（2）代表者は、構成員のうち最大の施工能力を有し、かつ、最大の出資比率の者であること。

（3）全ての構成員が、均等割の10分の6以上の出資比率であること（構成員数が2者の場合は30%以上、3者の場合は20%以上）。

（4）当該工事について、共同企業体としての入札参加者資格の認定を受けること。

第3 競争参加資格の確認に必要な提出書類

1 競争入札に参加しようとする者は、申請書等として次に掲げる（1）から（7）のうち入札公告において指定する書類を提出しなければならない。

（1）競争参加資格確認申請書（別記様式1。以下「申請書」という。）

（2）建設工事入札参加資格審査申請書（共同企業体）及び建設工事共同企業体協定書の写し

（3）入札公告に示す営業所の所在地が熊本県以外の地域を含む場合は、当該営業所の所在地を証するために必要な次に掲げる書類

現在有効な建設業許可に係る許可申請書の別表の写し。ただし、許可を受けた後に、所在地や営業所の業種に変更があった場合は、当該変更届出書の写し（別表を含む。）

（4）入札公告に示す経営事項審査の審査基準日の期間に属する決算日等を審査基準日とする経営規模等評価結果通知書兼総合評定値通知書（最新のものに限る。）の写し（共同企業体の場合は全ての構成員について必要。）

（5）同種工事の施工実績調書（別記様式2）及びその記載内容を証するために必要な次に掲げる書類
財団法人日本建設情報総合センターの「工事実績情報システム」（以下「CORINS」という。）に登録されている竣工時カルテの写し。ただし、当該工事がCORINSに登録されていない場合は、CORINSの竣工時カルテに代えて、契約書の写し（当該工事が、共同企業体によるもの場合は、建設工事共同企業体協定書の写しを含む。）。その他入札公告に掲げる条件を満たす工事であることを確認できる書類（設計図書のうち、当該部分が記載されている箇所の写し、建築物にあっては建築基準法に基づく検査済証の写し等）

（6）配置予定技術者の資格及び施工経験調書（別記様式3）及びその記載内容を証するために必要な次に掲げる書類

ア CORINSに登録されている竣工時カルテの写し。ただし、当該工事がCORINSに登録されていない場合は、CORINSの竣工時カルテに代えて、契約書の写し（当該工事が、共同企業体によるもの場合は、建設工事共同企業体協定書の写しを含む。）及び現場代理人・主任（監理）技術者通知書の控の写し。また、現場代理人又は主任（監理）技術者以外の役職に従事し、CORINSの竣工時カルテで確認できない場合は、当該工事の施工体系図、組織図等配置予定技術者が当該工事に従事したことがわかる書類の写し、その他入札公告に掲げる条件を満たす工事であることを確認できる書類（設計図書のうち、当該部分が記載されている箇所の写し、建築物にあっては建築基準法に基づく検査済証の写し等）

イ 入札公告に掲げる資格等を有することを証する免許・資格等、国土交通大臣の認定書、監理技術者資格者証、監理技術者講習修了証、卒業証書等の写し、実務経験証明書、指導監督的実務経験証明書等

ウ 審査基準日以前3か月間の雇用関係を監理技術者資格者証の写しにより確認できない場合は、健康保険被保険者証、健康保険・厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書、又は住民税特別徴収税額の通知書・変更通知書の写し

(7) 上記(1)から(6)のほか、入札公告において定める書類

2 提出書類作成に係る留意事項

(1) 1の(5)及び(6)については、工事が完成し、引渡しが行われているもの限り記載すること。件数は、入札公告に特別な定めがない限り、各1件とする。

(2) 1の(5)及び(6)については、日本国内における同種工事の施工実績及び配置予定技術者の同種工事の施工経験とする。

(3) 1の(6)の配置予定技術者として、複数の技術者の資格及び同種工事の施工経験を記載することができる。

(4) 同一の技術者を重複して複数工事の配置予定技術者とする場合において、他の工事を落札したことにより配置予定技術者を配置することができなくなったときは、入札してはならず、申請書を提出した者は、直ちに当該申請書の取下げを行うこと。他の工事を落札したことにより配置予定技術者を配置することができないにもかかわらず入札をした場合においては、指名停止措置要領に基づく指名停止を行うことがある。

3 申請書等の提出方法

(1) 申請書等の提出方法

競争入札に参加しようとする者は、申請書等(1の(1)から(7)のうち入札公告において指定する書類)を入札公告に示す期間中に、入札公告に示す入札・契約担当課へ持参すること。

(2) その他

ア 申請書を提出する場合は、押印すること。

イ 建設工事入札参加資格審査申請書(共同企業体)及び建設工事共同企業体協定書の写しについては、以下で交付(有料)されているものを使用すること。

郵便番号 862-0976

住所 熊本県熊本市中央区九品寺4-6-4

名称 熊本県建設業協同組合

電話番号 096-364-6726

ウ 提出書類を期限までに適切に提出しない者及び競争参加資格がないと認められた者は、当該競争入札に参加することができず、また落札者として決定されない。

エ 提出書類の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。

オ 提出書類は、返却しない。

カ 提出期限以降における提出書類の差換え及び再提出は、特別の事情がある場合を除き認めない。

キ 提出書類に虚偽の記載をした場合においては、指名停止措置要領に基づく指名停止を行うことが

ある。

ク 広域連合は、提出書類を競争参加資格の確認以外に提出者に無断で使用しない。

第4 競争参加資格の確認

競争参加資格の確認は、申請書等の提出期限の日をもって行うものとし、その結果は競争参加資格確認通知書（様式第1号。以下「確認通知書」という。）により通知する。

第5 競争参加資格がないと認められた者に対する理由の説明

- 1 競争参加資格がないと認められた者は、広域連合長に対して競争参加資格がないと認めた理由について、確認通知書の通知の日の翌日から起算して5日（休日を含まない。）以内に、入札公告に示した期間内に、入札公告に示した場所へ、書面（様式は自由）により説明を求めることができる。
- 2 説明要求に対する回答は、入札公告に示した日までに通知書（様式第3号）により回答する。

第6 設計図書の閲覧及び貸出又は配布

設計図書は、入札公告に示す期間中、入札公告に示す場所において、入札公告に示す方法により、閲覧、貸出し又は配布を行う。

第7 質問書の提出及び回答

- 1 入札公告、共通事項書及び設計図書に対する質問がある場合は、書面により、入札公告に示す期間中、入札公告に示す方法により提出すること。
- 2 当該質問に対する回答は、入札公告に示す期間中、入札公告に示す方法により閲覧に供する。

第8 最低制限価格の設定

- 1 工事の入札については、地方自治法施行令第167条の10第2項の規定に基づき、あらかじめ最低制限価格を設けることができる。最低制限価格を設けた場合は、最低制限価格に満たない入札価格を提示した者は失格とする。
- 2 最低制限価格を設けたときは、落札者の決定後、入札結果とともに速やかに公表する。

第9 入札保証金及び契約保証金

- 1 入札保証金は、免除する。
- 2 契約保証金は、請負金額の10分の1以上を納付するものとする。ただし、有価証券等の提供若しくは銀行、広域連合長が確実と認める金融機関又は保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。）の保証をもって契約保証金の納付に代えることができ、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除する。

第10 入札方法等

- 1 競争参加資格を確認された者は、入札公告に示した開札日時に、確認通知書の写しを入札公告に示した場所へ持参すること。ただし、入札を郵便入札にて行うときは、宇城広域連合郵便入札要領（平成22年宇城広域連合告示第2号。以下「郵便入札要領」という。）により行うものとする。
- 2 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

3 入札執行回数は1回とする。

第11 工事費内訳書の提出

- 1 入札書に記載される入札金額と一致した工事費内訳書を入札書とともに、入札公告に示した開札日時に入札公告に示した場所へ持参すること。ただし、入札を郵便入札にて行うときは、郵便入札要領により行うものとする。
- 2 工事費内訳書は、工事区分、工種、種別、細別（建築工事については種目、科目、中科目）まで記載すること。また、記載内容は最低限、数量、単価、金額等を明らかにすること。なお、設計図書に示した項目以外の項目（端数処理を除く。）は認めない。
- 3 工事費内訳書の確認の結果、談合の疑いがある場合や積算単価等に疑義がある場合は、必要に応じて、単価明細書の提出、事情聴取等の追加調査を実施する。
- 4 工事費内訳書の提示がない場合は、入札を無効とする。また、工事費内訳書に不備がある場合も無効となることがあるので注意すること。

第12 開札

郵便入札で行う場合を除き、入札者又はその代理人は開札に立ち会わなければならない。入札者又はその代理人が開札に立ち会わない場合においては、入札事務に関係のない職員を立ち会わせて開札を行う。

第13 入札の無効

宇城広域連合競争契約入札心得（平成19年宇城広域連合告示第4号。以下「競争契約入札心得」という。）第8条に該当する入札、競争参加資格がない者のした入札、申請書等提出書類に虚偽の記載をした者のした入札その他入札に関する条件に違反した入札は無効とし、無効の入札を行った者を落札者としていた場合には落札決定を取り消すものとする。なお、競争参加資格がある旨を確認された者であっても、開札時に指名停止措置要領に基づく指名停止を受けている者その他第2に掲げる資格のない者は、競争参加資格のない者に該当する。

第14 落札者の決定方法

- 1 開札後、宇城広域連合契約事務規則（平成19年宇城広域連合規則第22号）第17条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、第8により最低制限価格を設けている場合は、最低制限価格以上の価格をもって申込みをした者のうち、最低の価格を提示した者を落札者とする。
- 2 最低の価格で有効な入札を行った者が複数いる場合は、直ちに当該入札者にくじを引かせて落札者を決定する。

第15 入札結果の公表

入札結果は、落札者の決定後遅滞なく公表するものとし、契約を締結した日の属する年度及び翌年度まで入札担当課において閲覧に供するものとする。

第16 契約書作成の要否及び支払条件

契約書を作成するものとし、支払条件は、宇城広域連合公共工事請負契約約款（平成19年宇城広域連合告示第5号。以下「公共工事請負契約約款」という。）によるものとする。

第17 予定価格が1億5千万円以上の工事に係る留意事項

- 1 予定価格が1億5千万円以上の工事に係る契約締結については、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条に規定する宇城広域連合議会（以下「広域連合議会」という。）の議決事項であるため、落札決定後、落札者との間で仮契約を締結し、広域連合議会の議決後本契約となる。
- 2 落札決定後、本契約となるまでの間において、当該落札者が第2に掲げる事項のいずれかに該当しなくなった場合には、当該請負契約を締結しないことがあり、これにより本契約に至らなかった場合においても、議会の議決が得られなかった場合と同じく、仮契約の相手方に対していかなる責任も負わないものとする。

第18 その他

- 1 契約の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- 2 この共通事項書及び入札公告に記載する日時、日数、期間については、休日を含まず、午前9時から午後5時までとする（ホームページ掲載内容を除く。）。
- 3 入札参加者は、競争契約入札心得及び公共工事請負契約約款を遵守すること。
- 4 落札者は、第3の資料に記載した配置予定技術者を当該工事の現場に専任で配置すること。この技術者は、病休、退職等のほか、工場製作から現場設置への移行がある場合、工期が多年に及ぶ場合、予測し得ない大幅な工期の延長がある場合等、特別な場合を除き、変更を認めない。
- 5 入札公告中「本工事は、契約締結後に施工方法等の提案を受け付けるV E方式の対象工事である。」と明記した工事については、契約締結後、受注者は、設計図書に定める工事目的物の機能、性能等を低下させることなく請負代金額を低減することを可能とする施工方法等に係る設計図書の変更について、発注者に提案することができる。提案が適正と認められた場合には、設計図書を変更し、必要があると認められる場合は、請負代金額の変更を行うものとする。なお、詳細は、特記仕様書等による。